2024年度（令和6年度）第1回
福山・笠岡地域公共交通活性化協議会

日　時：2024年（令和6年）6月24日（月）10:00～
場　所：まなびの館ローズコム　中会議室

次　　第

1　開　会

2　委員名簿について

3　議　事

（1）報告事項
ア　福山・笠岡地域公共交通活性化協議会福山地域部会兼福山市地域公共交通会議の報告
資料1

イ　笠岡市予約型乗合交通実証運行事業の報告
資料2

（2）承認事項
ア　2023年度（令和5年度）事業、決算及び監査について
資料3

イ　2024年度（令和6年度）事業計画（案）及び予算（案）について
資料4

ウ　福山・笠岡地域公共交通計画及び福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画について
資料5

エ　2025年度（令和7年度）地域公共交通計画認定申請について
資料6

オ　（仮称）バス共創プラットフォームの設置について
資料7

4　その他

5　閉　会

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約

（設置）

第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、福山市及び笠岡市の区域内において地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、福山・笠岡地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を広島県福山市東桜町３番５号に置く。

（事業）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）地域公共交通計画の策定及び変更に関する協議に関すること。

（２）地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。

（３）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

（４）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、会長１名、副会長若干名及び委員をもって組織する。

（協議会の委員）

第５条　協議会の委員は、別表第１に掲げる団体又は機関等の代表者、若しくは当該代表者に指名された者とする。

（会長及び副会長）

第６条　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

（顧問）

第６条の２　協議会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、会長が委嘱する。

３　顧問は、会長の求めに応じ、協議会の運営や専門分野における技術的助言を行う。

（会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　協議会の議決は、出席委員（第６項に規定する代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
４　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
５　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議へ出席を依頼し、助言等を求めることができる。
６　委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員はこの限りでない。
７　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（書面審議）
第８条　会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

（協議結果の尊重義務）
第９条　協議会で協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（地域部会）
第１０条　第３条各号に掲げる事業について、福山市及び笠岡市それぞれの行政区域内における専門的な調査、検討その他必要な調整等を行うため、協議会に福山地域部会及び笠岡地域部会（以下、総称して「地域部会」という。）を置く。
２　地域部会の委員は、別表第２に掲げる団体又は機関等の代表者、若しくは当該代表者に指名された者とする。
３　それぞれの地域部会に部会長、副部会長各１名を置き、それぞれの地域部会の委員の互選により定める。
４　地域部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

（分科会）
第１１条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討その他必要な調整等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第１２条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、福山市と笠岡市とが共同してその任にあたる。
３　事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
４　事務局の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第１３条　協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

（監査）

第１４条　協議会の出納を監査するため、協議会に監事２人を置く。

２　監事は、委員のうちから会長が指名する。

３　監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１５条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（費用弁償等）

第１６条　協議会の会長、副会長、委員、地域部会の委員、及び第７条第５項の規定により会議への出席を求められた委員以外の者は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

２　前項に規定する費用弁償等の額及び支給方法は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第１７条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

（委任）

第１８条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この規約は、２０１６年（平成２８年）４月１１日から施行する。

（経過措置）

網形成計画が作成されるまでの間、第３条第２号及び第３号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「網形成計画」とあるのは「福山市生活バス交通利用促進計画及び笠岡市地域公共交通総合連携計画」と読み替えて適用する。この場合において、福山市生活バス交通利用促進計画に関する事業については福山地域部会が所掌し、笠岡市地域公共交通総合連携計画に関する事業については笠岡地域部会が所掌する。

附　則

（施行期日）

この規約は、２０１８年（平成３０年）８月９日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、２０２２年（令和４年）２月３日から施行する

（経過措置）

２　公共交通計画が作成されるまでの間、第３条第２号及び第３号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「公共交通計画」とあるのは「福山・笠岡地域公共交通網形成計画」と読み替えて適用する。

附　則

（施行期日）

この規約は、２０２３年（令和５年）３月１日から施行する。

（施行期日）

この規約は、２０２４年（令和６年）２月７日から施行する。

（施行期日）

この規約は、２０２４年（令和６年）５月３０日から施行する。

別表第１（第５条関係）

区　　分	団体又は機関等
地方公共団体	福山市
	笠岡市
関係する公共交通事業者等	株式会社中国バス
	鞆鉄道株式会社
	株式会社井笠バスカンパニー
	北振バス株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社
	井原鉄道株式会社
	走島汽船有限会社
	笠岡地区旅客船協会
	一般社団法人広島県タクシー協会東部支部
	一般社団法人岡山県タクシー協会井笠支部
道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所
	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
	広島県東部建設事務所
	岡山県備中県民局
公安委員会	広島県警察福山東警察署
	岡山県警察笠岡警察署
地域公共交通の利用者	福山市自治会連合会
	笠岡市行政協力委員長協議会
学識経験者	広島県内の公共交通に精通した大学教授等
	岡山県内の公共交通に精通した大学教授等
その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局
	広島県地域政策局交通対策担当
	岡山県県民生活部県民生活交通課

別表第２（第１０条関係）

名称	区分	団体又は機関等
福山地域部会	地方公共団体	福山市
	関係する公共交通事業者等	株式会社中国バス
		鞆鉄道株式会社
		株式会社井笠バスカンパニー
		北振バス株式会社
		西日本旅客鉄道株式会社広島支社
		井原鉄道株式会社
		走島汽船有限会社
		一般社団法人広島県タクシー協会東部支部
		アサヒタクシー株式会社
		アシナトランジット株式会社
		有限会社谷本タクシー
		中央交通有限会社
		中国タクシー株式会社
		ニコニコ観光株式会社
		日の丸タクシー株式会社
		グリーンタクシー株式会社
		東和交通株式会社
		松永タクシー株式会社
	道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所
		広島県東部建設事務所
	公安委員会	広島県警察福山東警察署
	地域公共交通の利用者	福山市自治会連合会
		福山市女性連絡協議会
		社会福祉法人福山市社会福祉協議会
	学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
	その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
		広島県地域政策局交通対策担当
		福山商工会議所
		連合広島東部地域協議会福山地区連絡会
笠岡地域部会	地方公共団体	笠岡市
	関係する公共交通事業者等	株式会社井笠バスカンパニー
		西日本旅客鉄道株式会社岡山支社
		笠岡地区旅客船協会
		一般社団法人岡山県タクシー協会笠岡支部
	道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
		岡山県備中県民局
	公安委員会	岡山県警察笠岡警察署

	地域公共交通の利用者	笠岡市行政協力委員長協議会
		笠岡市婦人協議会
		笠岡老人クラブ連合会
		笠岡市民
	学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
	その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局
		岡山県県民生活部県民生活交通課
		井笠バス労働組合

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会　委員名簿

2024年（令和6年）6月17日時点

区　分	団　体　名	役　職	名　前	備　考
地方公共団体	福山市	建設局長	市川　清登	副会長
	笠岡市	政策部長	大須賀　寿樹	副会長
関係する公共交通事業者	株式会社中国バス	執行役員運輸部長	宇田　雅英	
	株式会社井笠バスカンパニー	笠岡営業所所長	田淵　博雄	
	鞆鉄道株式会社	取締役旅客運送事業部長	神原　昌弘	
	北振バス株式会社	専務取締役	吉本　伸久	
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社	地域交通課長	山口　晃弘	
	井原鉄道株式会社	代表取締役	槙尾　俊之	
	走島汽船有限会社	代表取締役	村上　亨	
	笠岡地区旅客船協会	会長	天野　雄二郎	
	一般社団法人広島県タクシー協会東部支部	支部長	山田　康文	
	一般社団法人岡山県タクシー協会井笠支部	支部長	鳥越　紀男	
道路・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所	事務所長	久冨　浩二	
	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所	事務所長	樋口　恒一郎	
	広島県東部建設事務所	事務所長	秋本　隆彦	
	岡山県備中県民局井笠地域事務所	地域建設部長	小野　勝己	
公安委員会	広島県警察福山東警察署	交通官	原　高信	
	岡山県警察笠岡警察署	副署長	本津　精二	
地域公共交通利用者	福山市自治会連合会	副会長	河上　正次	監事
	笠岡市行政協力委員長協議会	副会長	岡本　敬司	監事
学識経験者	岡山大学	教授	橋本　成仁	副会長
	福山市立大学	教授	渡邉　一成	会長
地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局交通政策部交通企画課	課長	河野　孝文	
	広島県地域政策局公共交通政策課	課長	丸石　圭一	
	岡山県県民生活部県民生活交通課	課長	森　晃章	

赤字：変更となった委員

資料１

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会福山地域部会兼福山市地域公共交通会議の報告

１　内容

２０２４年（令和６年）５月２４日付で書面開催した福山・笠岡地域公共交通活性化協議会福山地域部会兼福山市地域公共交通会議で乗合タクシー運行事業者の追加及び福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約の改正について、審議を行いました。

２　審議内容

ア　乗合タクシー運行事業者の追加

運行地区	運行事業者	運行開始
引野地区	東和交通株式会社	2024 年（令和 6 年）10 月 1 日
大門地区		2024 年（令和 6 年）　8 月 1 日
本郷・小原地区	松永タクシー株式会社	2024 年（令和 6 年）10 月 1 日

イ　福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約の改正

別表第２（第１０条関係）に「東和交通株式会社」及び「松永タクシー株式会社」を追加

３　審議結果

委員全 27 名中 27 名から回答

・承認する　　26 名　　・承認しない　0 名

・付された意見・条件　意見なし

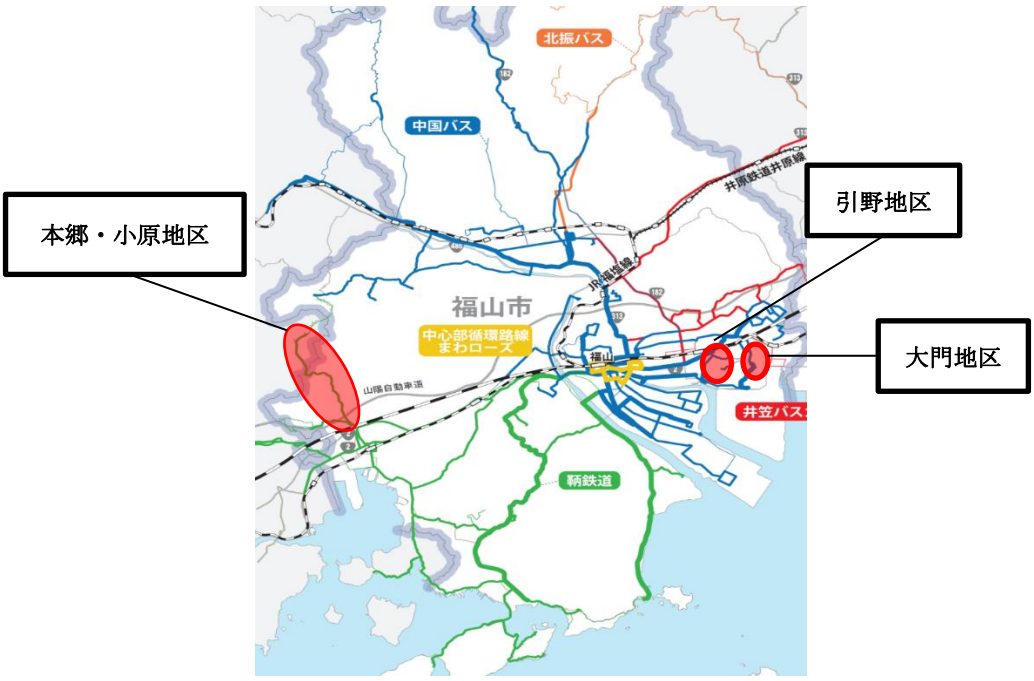

図　運行地区

1. 実証運行の概要

資料２

名称	笠岡市予約型乗合交通実証運行事業
実施主体	笠岡市
運行事業者	株式会社笠岡タクシー
運行の態様	一般乗用旅客自動車運送事業　乗合旅客の運送（道路運送法　第２１条）
実証運行期間	令和６年１月９日（火）　～　令和６年２月２９日（木）の間
運行日時	平日 月曜～金曜　８時３０分頃～１７時３０分頃の間　（祝日をのぞく） 予約に応じて別紙１「運行ダイヤ」のとおり運行
運行便数・日数	１日４往復８便　　上記運行期間内で３６日間
使用車両	利用者４人乗り及び９人乗り
運行区域	笠岡市神島(内浦)地区　⇔　笠岡市市街地（中央町周辺及び番町周辺区域）
乗降場所	対象エリア内でのどこでも乗降を可能とする
利用対象者	不特定多数（どなたでも利用できます）

1. 実証運行の概要

運行便数

行き　（神島内浦→中心部エリア）

1便　8:30頃発　2便　9:30頃発

3便　12:30頃発　4便　13:30頃発

帰り　（中心部エリア→神島内浦）

1便　11:30頃発　2便　12:30頃発

10:00頃発　　11:00頃発

3便　15:00頃発　4便　16:00頃発

14:00頃発

運賃（1乗車あたり）

・大人（中学生以上）　300円
・小人（小学生）　150円
・障がい者　150円
・障がい者（小学生）　80円

※未就学児は大人1名につき
　2人まで無料（3人目以上は小人料金）

※2月1日から朱書きダイヤに変更

1．実証運行の概要

乗降区域図
市街地対象エリア

乗降区域図
神島（内浦）対象エリア

1．実証運行の概要

○実施した広報活動

・チラシの作成，配布
・市広報へ関連記事掲載，チラシの折込
・神島内浦地域での説明会実施
・地域住民代表への説明
・市ホームページでの周知

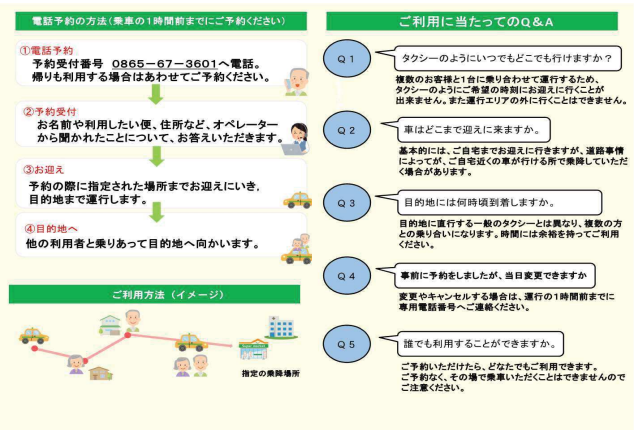

1．実証運行の結果

○利用人数

	上り				下り				
	1便	2便	3便	4便	1便	2便	3便	4便	計
1月	5	8	0	0	4	1	1	2	21
2月	10	11	21	6	2	9	21	5	85
合計	15	19	21	6	6	10	22	7	106

→ 2．94人／日

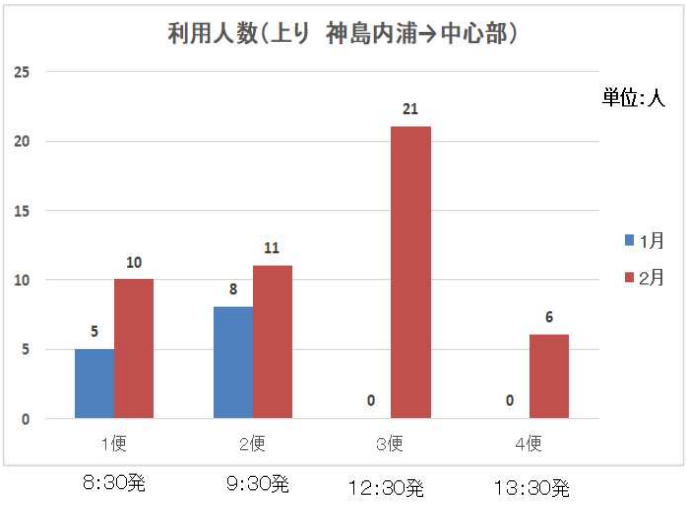

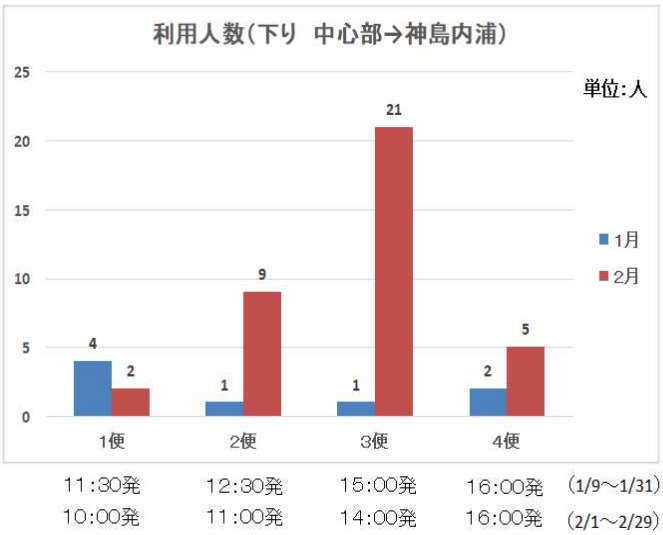

1．実証運行の概要

○アンケート調査(対象:実証運行利用者)

月　日(　)
路　便

予約番号

アンケート

本日は、予約型乗合交通をご利用頂きありがとうございます。当実証運行の分析のため，可能な範囲でアンケートへのご協力をお願いいたします。

問１　この予約型交通実証運行をどこで知りましたか。
該当する番号に○をつけてください。
1．広報　2．広報折り込み　3．地元の説明会
4．新聞記事　5．チラシ　6．友人・知人　8．公共施設

問２　外出の目的について、該当する番号に○をつけてください。
本日の利用目的は何ですか？
①　病院（通院・見舞等）②　食料品などの日用品の買い物
③　趣味・習いごと（サロンなど）　④　通勤・通学
⑤　友人・知人の訪問　⑥　暮らしの用事（役場、銀行）
⑦　試しに利用した
⑧　観光　⑨　その他（　　）

問３　いつもは目的地までどのような方法で移動しますか。
1．バス　2．タクシー（高齢者タクシー料金助成券を利用）
3．タクシー　4．家族の送迎　5．生活支援サポーター制度
6．その他（　　）

問４　「予約型乗合交通」 の満足度についてお答えください
①全体について
1.満 足　2. やや満足　3. 普 通　4.やや不満　5. 不 満
②運行日について（平日の運行）
1.満 足　2. やや満足　3. 普 通　4.やや不満　5. 不 満
③運行時間帯について
1.満 足　2. やや満足　3. 普 通　4.やや不満　5. 不 満
④到着時間について
1.満 足　2. やや満足　3. 普 通　4.やや不満　5. 不 満
⑤料金（運賃）はいくらまでが妥当ですか
1.800 円　2. 600 円　3. 500 円　4.300 円　5. 200 円　5. 100 円
⑥目的地の範囲について
1.満 足　2. やや満足　3. 普 通　4.やや不満　5. 不 満
⑦予約受付時間について（受付時間７時～１５時まで 締切：運行の１時間前まで）
1.満 足　2. やや満足　3. 普 通　4.やや不満　5. 不 満

問５　もし実施されたら月にどのくらい利用しますか。
1.月に 10 回以上　2.月に 5 回～ 9 回　3.月に 1～4 回
4.数 ヶ月に 1 回

問６　「予約型乗合交通」を利用してもっともよかった点は何ですか。
1．料金が一般タクシー(高齢者タクシー助成券利用含む)より安い
2．自宅から目的地（病院など）へ直接いける移動手段ができた
4．移動に関して、将来への不安がなくなった
5．時間の有効活用ができる
6．家族の都合に関係なく、外出できるようになった
7．その他（　　）

もっと利用しやすくなるためには，何が必要と感じますか。
ご意見を記入ください

1．実証運行の結果

○アンケート結果

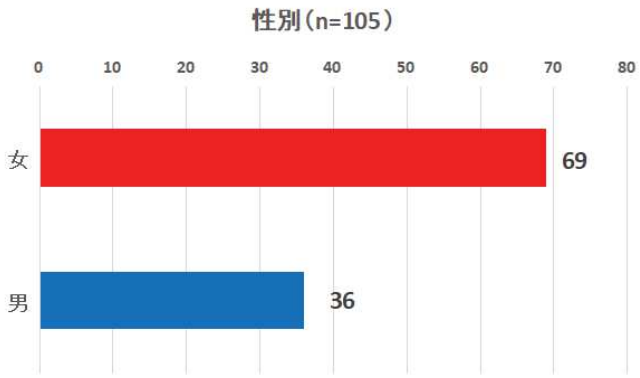

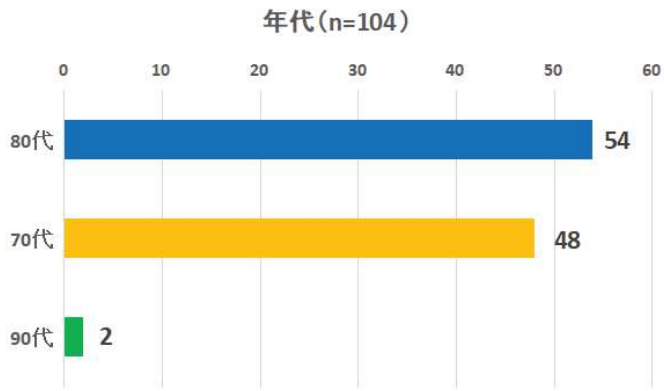

1．実証運行の結果

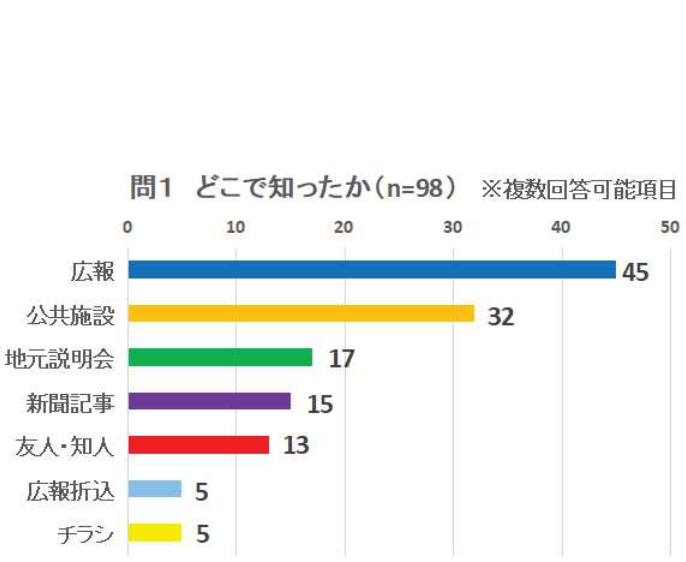

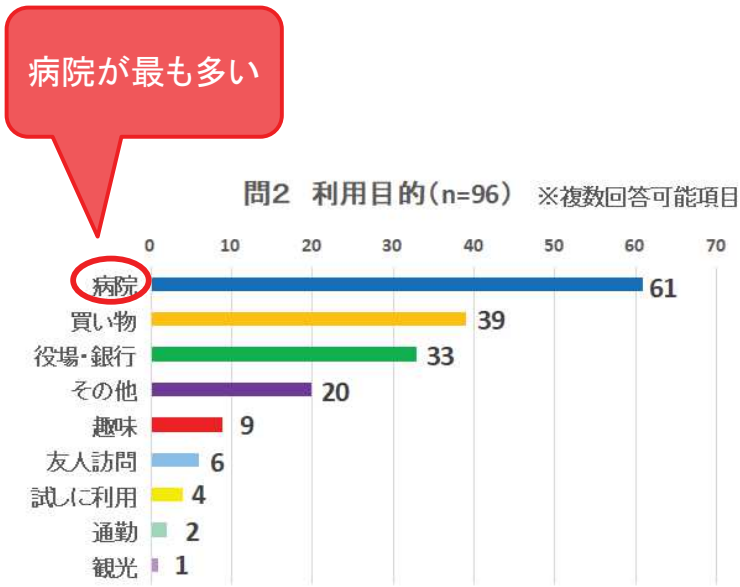

1. 実証運行の結果

問3　普段の移動手段（n=98）　※複数回答可能項目

公共交通の利用が約8割

運行全体の満足度（n=98）

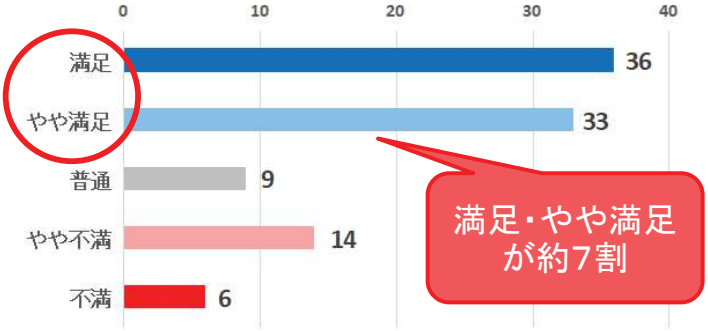

満足・やや満足が約7割

運行日の満足度（n=100）

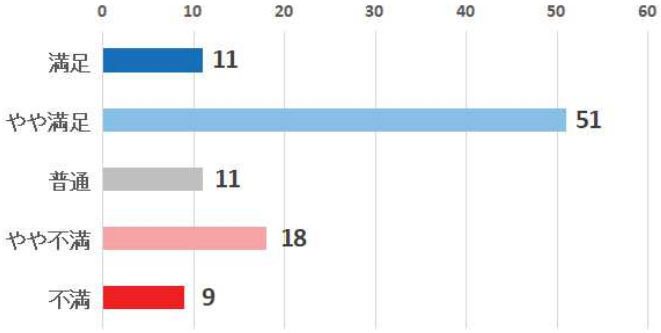

運行時間の満足度（n=98）

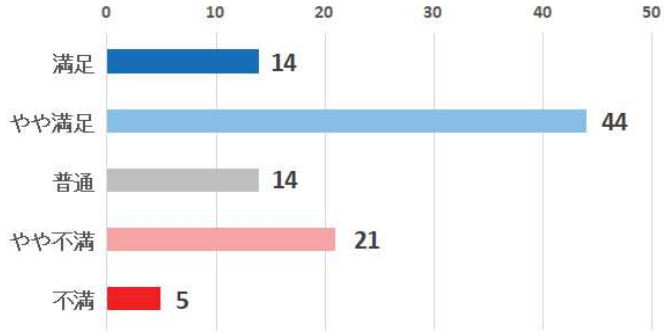

1. 実証運行の結果

到着時間の満足度（n=99）

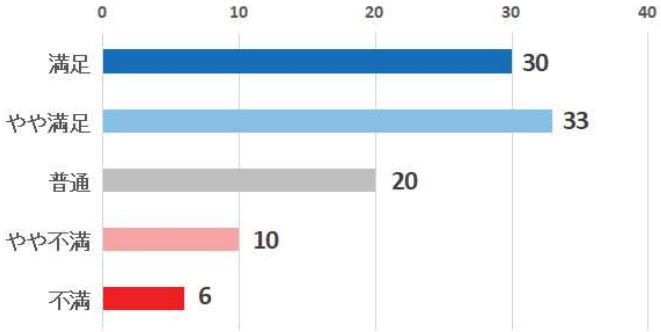

妥当な料金（n=96）

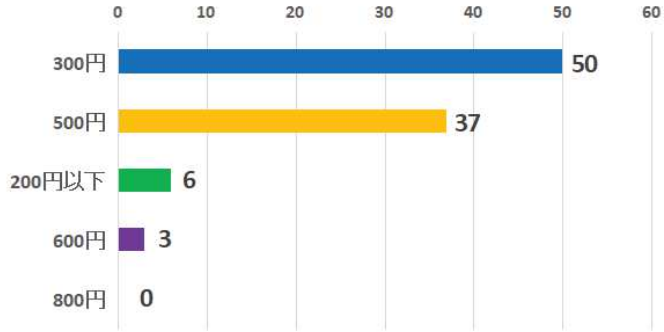

運行範囲の満足度（n=97）

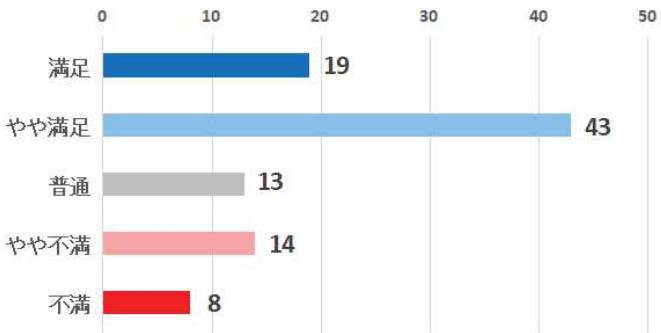

予約受付時間の満足度（n=98）

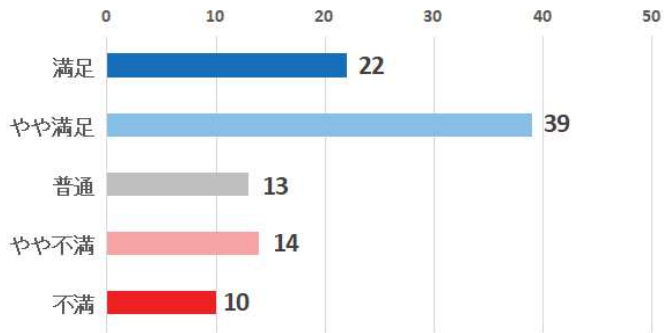

1. 実証運行の結果

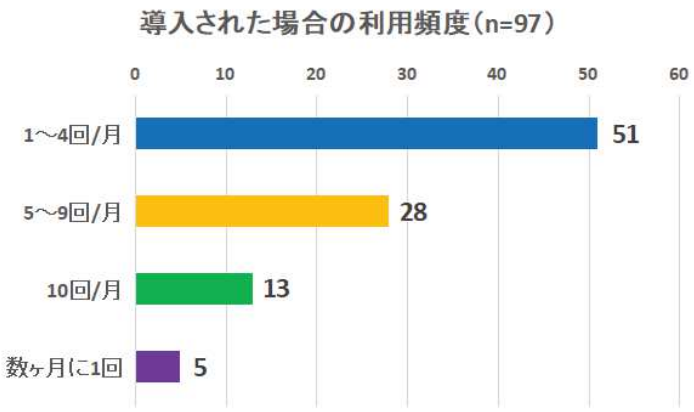
導入された場合の利用頻度（n=97）
0
10
20
30
40
50
60
1～4回/月
51
5～9回/月
28
10回/月
13
数ヶ月に1回
5

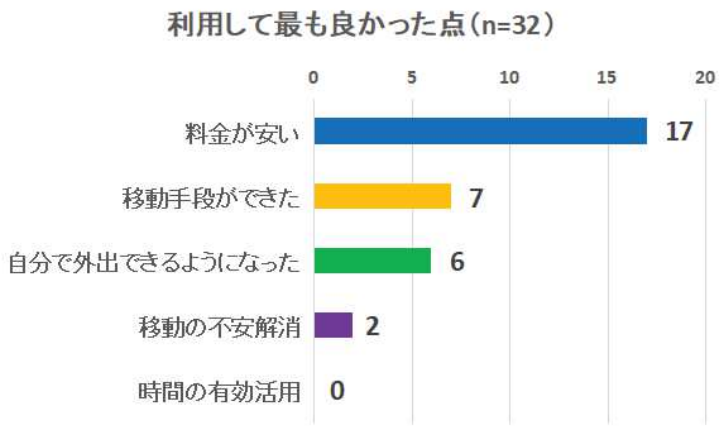
利用して最も良かった点（n=32）
0
5
10
15
20
料金が安い
17
移動手段ができた
7
自分で外出できるようになった
6
移動の不安解消
2
時間の有効活用
0

資料３

２０２３年度（令和５年度）事業について

１　福山・笠岡地域公共交通計画及び福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画の策定

① 計 画 名：福山・笠岡地域公共交通計画（基本計画）
　　福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画（実施計画）
② 目　　的：地域公共交通を、地域の特性や移動需要に合った暮らしを支える質の高い地域公共交通サービスとして持続的に確保していくため、周辺市町との広域連携を含めた福山・笠岡地域公共交通計画を作成。
　　地域公共交通利用者の利便増進に資する取組を記載する利便増進実施計画を作成。
③ ビジョン：暮らしを支える持続可能な地域公共交通サービスの実現
④ 基本方針：１　実効性のある利用促進策の推進
　　２　連携・協働による地域公共交通サービスの提供
　　３　まちづくりと一体となった持続可能なネットワークの構築
　　４　新たな技術の活用による地域公共交通サービスの向上

２　福山・笠岡地域公共交通活性化協議会の開催

２０２３年（令和５年）　７月　３日　　第１回地域公共交通活性化協議会
２０２３年（令和５年）　９月２７日　　第２回地域公共交通活性化協議会
２０２３年（令和５年）１１月　７日　　第３回地域公共交通活性化協議会
２０２４年（令和６年）　２月　７日　　第４回地域公共交通活性化協議会

３　ふくやま新モビリティサービス事業推進分科会の設置

グリーンスローモビリティを活用した移動支援と店舗・施設などの様々なサービスを連携させた新モビリティサービス事業の実装に向けて、ふくやま新モビリティサービス事業推進分科会を設置。

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会

２０２３年度（令和５年度）歳入歳出決算

歳入　　（単位：円）

款　項　目	予算額	決算額	差引 （予算額-決算額）	摘　要
1　負担金 1　負担金 1　負担金	3,300,000	3,300,000	0	福山市：3,000,000 笠岡市：　300,000
2　補助金 1　補助金 1　補助金	0	0	0	
3　繰越金 1　繰越金 1　繰越金	1,296,695	1,296,695	0	
4　諸収入 1　諸収入 1　雑収入	305	37	268	預金利息
計	4,597,000	4,596,732	268	

歳出　　（単位：円）

款　項　目	予算額	決算額	差引 （予算額-決算額）	摘　要
1　運営費 1　会議費 1　会議費	100,000	16,345	83,655	会場費、お茶代
2　事務費 1　事務費	100,000	0	100,000	
2　事業費 1　事業費 1　事業費	4,300,000	0	4,300,000	地域公共交通 利便増進実施計画作成費 （履行期間延長：2024.6.30まで）
3　予備費 1　予備費 1　予備費	97,000	0	97,000	
計	4,597,000	16,345	4,580,655	

歳入決算額　4,596,732
歳出決算額　16,345
差引額　4,580,387
※差引額については，次年度繰越とする。

ふくやま新モビリティサービス事業推進分科会

２０２３年度（令和５年度）歳入歳出決算

歳入　（単位：円）

款　項　目	予算額	決算額	差引 （予算額−決算額）	摘　要
1　負担金 1　負担金 1　負担金	6,000,000	6,000,000	0	福山市：6,000,000
2　補助金 1　補助金 1　補助金	0	0	0	
3　繰越金 1　繰越金 1　繰越金	0	0	0	
4　諸収入 1　諸収入 1　雑収入	0	0	0	
計	6,000,000	6,000,000	0	

歳出　（単位：円）

款　項　目	予算額	決算額	差引 （予算額−決算額）	摘　要
1　運営費 1　会議費 1　会議費	0	0	0	
2　事務費 1　事務費	0	0	0	
2　事業費 1　事業費 1　事業費	6,000,000		6,000,000	
3　予備費 1　予備費 1　予備費	0	0	0	
計	6,000,000	0	6,000,000	

歳入決算額　6,000,000
歳出決算額　0
差引額　6,000,000
※差引額については，次年度繰越とする。

監　査　報　告

２０２３年度（令和５年度）福山・笠岡地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について監査を行ったところ，関係諸帳簿は適正かつ正確に処理されていたことを認めます。

２０２４年（令和６年）　６　月　14　日

監　事　　岡本敬司

監　査　報　告

２０２３年度（令和５年度）福山・笠岡地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について監査を行ったところ，関係諸帳簿は適正かつ正確に処理されていたことを認めます。

２０２４年（令和６年）　6　月　14　日

監　事　河　と　正　次

資料４

２０２４年度（令和６年度）事業計画（案）

１　福山・笠岡地域公共交通計画の実施

福山・笠岡地域公共交通計画の施策を実施し、定期的に進捗管理を行いながら各施策を推進する。また、計画に掲げた目標を着実に達成するため、PDCAサイクルにより、継続的な改善に取り組む。

２　福山・笠岡地域公共交通活性化協議会の開催

２０２４年（令和６年）　６月２４日　　第１回地域公共交通活性化協議会
２０２５年（令和７年）　２月下旬　　第２回地域公共交通活性化協議会

３　ふくやま新モビリティサービス事業の推進

福山駅周辺ウォーカブルエリアを中心に、誰もが移動しやすく、人の交流が活発となるように、グリーンスローモビリティを活用する事業の推進に取り組む。

４　ふくやま新モビリティサービス事業推進分科会の開催

２０２４年（令和６年）　８月下旬　　第１回分科会
２０２５年（令和７年）　１月下旬　　第２回分科会

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会

２０２４年度（令和６年度）予算（案）

歳入　　（単位：円）

款　項　目	予算額	摘　要
1 負担金 1 負担金 1 負担金	400,000	福山市：200,000 笠岡市：200,000
2 補助金 1 補助金 1 補助金	400,000	福山市：400,000 （国庫補助金：地域内フィーダー補助）
3 繰越金 1 繰越金 1 繰越金	4,580,387	
4 諸収入 1 諸収入 1 雑収入	613	
計	5,381,000	

歳出　　（単位：円）

款　項　目	予算額	摘　要
1 運営費 1 会議費 1 会議費	400,000	費用弁償、会場費、お茶代　等
2 事務費 1 事務費	100,000	振込手数料・切手代　等
2 事業費 1 事業費 1 事業費	4,393,000	利便増進実施計画策定費:3,993,000 乗合タクシー運行費補助（福山市）：400,000
3 予備費 1 予備費 1 予備費	488,000	
計	5,381,000	

※歳出費目にかかる予算は，これを流充用することができる。

ふくやま新モビリティサービス事業推進分科会

２０２４年度（令和６年度）予算（案）

歳入　　（単位：円）

款　項　目	予算額	摘　要
1 負担金 1 負担金 1 負担金	0	
2 補助金 1 補助金 1 補助金	0	
3 繰越金 1 繰越金 1 繰越金	6,000,000	
4 諸収入 1 諸収入 1 雑収入	0	
計	6,000,000	

歳出　　（単位：円）

款　項　目	予算額	摘　要
1 運営費 1 会議費 1 会議費	0	
2 事務費 1 事務費	0	
2 事業費 1 事業費 1 事業費	6,000,000	事業推進費（MaaSアプリ改良費用等）
3 予備費 1 予備費 1 予備費	0	
計	6,000,000	

※歳出費目にかかる予算は，これを流充用することができる。

資料５

福山・笠岡地域公共交通計画及び
福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画について

１　内容

資料１で報告した乗合タクシー運行事業者の追加に伴い、福山・笠岡地域公共交通計画及び福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画の一部変更を行う。

２　変更箇所

ア　福山・笠岡地域公共交通計画

該当ページ	変更内容
P.153	資料編 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約 別表第２（第１０条関係）団体又は機関等 ・「東和交通株式会社」及び「松永タクシー株式会社」を追加

イ　福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画

該当ページ	変更内容
P.3	第２章　事業の内容・実施主体 表２－１　地域公共交通利便増進事業及び事業者一覧 引野地区における路線の編成の変更　実施主体 ・「東和交通株式会社」を追加
P.5	第２章　事業の内容・実施主体 表２－３　引野地区においてネットワーク再編を実施する対象路線等 引野地区乗合タクシー【新設】　運行事業者 ・「東和交通株式会社」を追加
P.16	第４章　事業実施に必要な資金の額・調達方法 表４－１　事業実施に必要な資金の額・調達方法 引野地区における路線の編成の変更　事業費、調達主体 ・事業費の内訳変更 ・調達主体に「東和交通株式会社」を追加

福山・笠岡地域公共交通計画

2024年（令和6年）3月

福山市・笠岡市

別表第２（第１０条関係）

名称	区分	団体又は機関等
福山地域部会	地方公共団体	福山市
	関係する公共交通事業者等	株式会社中国バス
		鞆鉄道株式会社
		株式会社井笠バスカンパニー
		北振バス株式会社
		西日本旅客鉄道株式会社広島支社
		井原鉄道株式会社
		走島汽船有限会社
		一般社団法人広島県タクシー協会東部支部
		アサヒタクシー株式会社
		アシナトランジット株式会社
		有限会社谷本タクシー
		中央交通有限会社
		中国タクシー株式会社
		ニコニコ観光株式会社
		日の丸タクシー株式会社
		グリーンタクシー株式会社
		東和交通株式会社
		松永タクシー株式会社
	道路管理者・港湾管理者	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所
		広島県東部建設事務所
	公安委員会	広島県警察福山東警察署
	地域公共交通の利用者	福山市自治会連合会
		福山市女性連絡協議会
		社会福祉法人福山市社会福祉協議会
	学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
	その他地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局広島運輸支局
		広島県地域政策局交通対策担当
		福山商工会議所
		連合広島東部地域協議会福山地区連絡会
笠岡地域部会	地方公共団体	笠岡市
	関係する公共交通事業者等	株式会社井笠バスカンパニー
		西日本旅客鉄道株式会社岡山支社
		笠岡地区旅客船協会
		一般社団法人岡山県タクシー協会笠岡支部

福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画

2024年（令和6年）3月

福山市・笠岡市

第２章　　事業の内容・実施主体

2-1　事業の全体像

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業及び事業者一覧を次のとおり示す。

表 2-1　地域公共交通利便増進事業及び事業者一覧

■事業内容(イ):路線の編成の変更に関する事業

項目		事業内容	実施主体
引野地区における路線の編成の変更			
	路線バスから乗合タクシーへの転換	・引野地区を運行する既存の路線バス 2 系統（引野農協経由旭ヶ丘団地線，ローズタウン経由旭ヶ丘団地線）の廃止に伴い，地域の移動手段を確保し，移動需要や地域ニーズにきめ細かく対応するため，乗合タクシーを新たに導入する。	アサヒタクシー㈱ ㈲谷本タクシー 東和交通㈱
赤坂地区（長者ヶ原）における路線の編成の変更			
	乗合タクシーの新設	・公共交通空白地域となっている赤坂地区（長者ヶ原）に乗合タクシーを新設し，鉄道駅（JR 備後赤坂駅）や周辺主要施設への移動手段を確保する。	中央交通㈲ アシナトランジット㈱ 中国タクシー㈱

2-2　事業内容（イ）：路線の編成の変更に関する事業内容

1）引野地区における路線の編成の変更

引野地区における路線の編成の変更内容を次のとおり示す。

（1）ネットワーク再編を実施する対象路線等

引野地区においてネットワーク再編を実施する対象路線等を次のとおり示す。

表 2-3 引野地区においてネットワーク再編を実施する対象路線等

項目		内容	
運行のねらい		・引野地区における移動需要や地域ニーズにきめ細かく対応するため,利用者数が少ない既存の路線バス 2 系統（引野農協経由旭ヶ丘団地線，ローズタウン経由旭ヶ丘団地線）を廃止するとともに，新たに引野地区と周辺の主要な生活関連施設や鉄道駅（JR 東福山駅）を連絡する乗合タクシーを導入し、効率的で利便性の高い地域公共交通を確保する。	
事業の種類		一般乗合旅客自動車運送事業	
系統名 （系統番号）	項目	旧	新
引野農協経由 旭ヶ丘団地線 （20-1）	運行事業者	㈱井笠バスカンパニー	廃止
	運行の態様	路線定期運行	
	起点	福山駅前	
	主な経由地	四十分団地	
	終点	福山駅前	
	キロ程	15.4 ㎞	
	運行日	通年運行	
ローズタウン経由 旭ヶ丘団地線 （20-2）	運行事業者	㈱井笠バスカンパニー	廃止
	運行の態様	路線定期運行	
	起点	福山駅前	
	主な経由地	ローズタウン，四十分団地	
	終点	福山駅前	
	キロ程	16.5 ㎞	
	運行日	通年運行	
引野地区 乗合タクシー 【新設】	運行事業者	－	アサヒタクシー㈱ ㈲谷本タクシー 東和交通㈱
	運行の態様	－	区域運行（予約制）
	起点	－	引野地区（乗降場所 19 箇所）
	主な経由地	－	－
	終点	－	周辺施設等（目的地 11 箇所）
	キロ程	－	－
	運行日	－	週 6 日運行：月～土曜日 （日祝日，年末年始は運休）

第４章　　事業実施に必要な資金の額・調達方法

本計画に基づき実施する地域公共交通利便増進事業は，次に示すとおり，各関係者で適切な役割分担を図り，必要となる資金を確保して実施する。

表 4-1　事業実施に必要な資金の額･調達方法

（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）

■事業内容(イ)：路線の編成の変更に関する事業

項目	事業費（円）		調達方法		実施年度
	総事業費	内訳	種別	調達主体	
引野地区における路線の編成の変更					
路線バスから乗合タクシーへの転換・引野地区乗合タクシー	1,002,320	62,500 62,500 62,500	収入	アサヒタクシー㈱ ㈲谷本タクシー 東和交通㈱	2024 年（令和 6 年）4 月
		0 0 0	事業者負担	アサヒタクシー㈱ ㈲谷本タクシー 東和交通㈱	
		407,410	国庫補助（地域内フィーダー）	アサヒタクシー㈱ ㈲谷本タクシー 東和交通㈱	
		80,400	県補助	アサヒタクシー㈱ ㈲谷本タクシー 東和交通㈱	
		327,010	市補助	福山市	
赤坂地区（長者ヶ原）における路線の編成の変更					
乗合タクシーの新設・赤坂地区（長者ヶ原）乗合タクシー	133,500	10,800 9,600 9,600	収入	中央交通㈲ アシナトランジット㈱ 中国タクシー㈱	2024 年（令和 6 年）4 月
		0 0 0	事業者負担	中央交通㈲ アシナトランジット㈱ 中国タクシー㈱	
		51,750	国庫補助（地域内フィーダー）	中央交通㈲ アシナトランジット㈱ 中国タクシー㈱	
		11,063	県補助	中央交通㈲ アシナトランジット㈱ 中国タクシー㈱	
		40,687	市補助	福山市	

資料６

2025 年度（令和 7 年度）地域公共交通計画認定申請について

１　内容

地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組を支援する地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助金）を活用するため、活性化協議会で協議し、計画認定申請を行う。

２　補助対象事業

福山・笠岡地域公共交通計画において、地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統として位置付けた補助系統。

３　スケジュール

２０２４年（令和６年）	６月末	計画認定申請
２０２４年（令和６年）	９月末	計画認定
２０２４年（令和６年）	１０月～	事業実施
２０２５年（令和７年）	９月	
２０２５年（令和７年）	１１月末	交付申請
２０２６年（令和８年）	１月末	事業評価（一次）
		事業評価（二次）
２０２６年（令和８年）	３月末	交付決定・額の確定通知
２０２６年（令和８年）	４月	入金

福山・笠岡地域公共交通計画

2024年（令和6年）3月

福山市・笠岡市

国の地域公共交通確保維持事業において，本計画が対象とする事業の位置付けと国庫補助を受ける必要性について，次のとおり整理する。

表７－６　地域公共交通確保維持事業の位置付け

<table>
<tr><th>国庫補助金</th><th>系統</th><th>国庫補助を受ける必要性</th></tr>
<tr><td>地域間幹線系統確保維持費補助金</td><td>地域間幹線系統</td><td>・路線バスの輸送実績は，人口減少やモータリゼーション（マイカー利用）の進展など，地域社会経済の変化に伴う利用者数の減少により，年々減少している。バス事業者の経営環境は非常に厳しい状況が続いており，バス路線の廃止など，住民の生活交通の維持・確保が困難となっている。このことから，地域間の幹線交通を確保する必要がある。
<table>
<tr><th rowspan="2">路線名</th><th colspan="3">運行系統</th><th rowspan="2">運行主体</th></tr>
<tr><th>起点</th><th>主な経由地</th><th>終点</th></tr>
<tr><td>新川線</td><td>福山駅前</td><td>洗谷</td><td>常石</td><td>鞆鉄道㈱</td></tr>
<tr><td>新川線</td><td>福山駅前</td><td>瀬戸</td><td>千年橋</td><td>鞆鉄道㈱</td></tr>
<tr><td>新川線</td><td>福山駅前</td><td>小立団地</td><td>千年橋</td><td>鞆鉄道㈱</td></tr>
<tr><td>新川線</td><td>福山駅前</td><td>瀬戸</td><td>常石</td><td>鞆鉄道㈱</td></tr>
<tr><td>新川線</td><td>福山駅前</td><td>瀬戸</td><td>阿伏兎</td><td>鞆鉄道㈱</td></tr>
<tr><td>新川線</td><td>福山駅前</td><td>瀬戸</td><td>内海農協</td><td>鞆鉄道㈱</td></tr>
<tr><td>油木線</td><td>油木</td><td>道上</td><td>福山駅前</td><td>㈱中国バス</td></tr>
<tr><td>市線</td><td>福山駅前</td><td>中国中央病院</td><td>市出張所</td><td>㈱中国バス</td></tr>
<tr><td>府中線</td><td>目崎車庫</td><td></td><td>福山駅前</td><td>㈱中国バス</td></tr>
<tr><td>井原福山線</td><td>井原</td><td>御領</td><td>福山</td><td>㈱井笠BC</td></tr>
<tr><td>篠坂線</td><td>福山駅前</td><td>青葉台</td><td>篠坂</td><td>㈱井笠BC</td></tr>
<tr><td>中国中央病院線</td><td>福山駅前</td><td>国道</td><td>中国中央病院</td><td>㈱井笠BC</td></tr>
<tr><td>笠岡井原線</td><td>笠岡</td><td>山王</td><td>井原市民病院</td><td>㈱井笠BC</td></tr>
<tr><td>笠岡井原線</td><td>笠岡市民病院</td><td>山王</td><td>井原市民病院</td><td>㈱井笠BC</td></tr>
<tr><td>笠岡矢掛線</td><td>笠岡</td><td>井原線矢掛駅</td><td>小林</td><td>㈱井笠BC</td></tr>
<tr><td>笠岡矢掛線</td><td>笠岡</td><td>矢掛</td><td>矢掛駅</td><td>㈱井笠BC</td></tr>
<tr><td>笠岡矢掛線</td><td>笠岡市民病院</td><td>井原線矢掛駅</td><td>小林</td><td>㈱井笠BC</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</td><td>・乗合タクシー
・中心部循環路線（予定）
・市内完結路線</td><td>・乗合タクシーは，利用低迷が継続する路線バスの廃止代替や公共交通空白地域の移動手段の確保やおでかけ支援事業を補完するため導入している。引野地区は，路線バスが廃止される高台団地で，交通不便地である。本郷・小原地区も路線バスが廃止されることで公共交通空白地域となり，赤坂地区（長者ヶ原）は，駅やバス停から遠い公共交通空白地域である。
・中心部循環路線（まわローズ）は，買い物施設や医療機関等が集積する中心市街地を循環している。
・地域住民の買い物や通院等の手段を確保し，地域内移動手段の確保と広域幹線との接続による地域外移動手段の確保と利便性の向上を図るため，地域内フィーダー系統を確保する必要がある。</td></tr>
<tr><td>離島航路運営費等補助金</td><td>・走島汽船
・三洋汽船</td><td>・有人離島である走島や笠岡諸島と本土を結ぶ唯一の公共交通機関として離島航路が運航されており，住民等の移動や生活物資の輸送などの重要な役割を担っています。このことから，住民の生活を維持するため，離島航路を確保する必要がある。</td></tr>
</table>

※補助の対象となる系統は，P.１２２～１２７に記載

２０２５年度（令和７年度）地域公共交通計画認定申請について

福　　山　　市

別　紙

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（名称）福山・笠岡地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

福山市域内（以下、本地域という。）は、鉄道、路線バス、乗合タクシー等により構成される地域公共交通ネットワークが広がっている。しかし、人口減少やモータリゼーションの進展により、地域公共交通の利用者数は長期的に落ち込み、また、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化、乗務員の担い手不足など、地域公共交通を取り巻く環境は一層厳しいものになっている。特に、路線バスは、利用者数の落ち込みと乗務員不足の影響により、路線の廃止や減便となるケースが増えている。

そうしたことから、本地域では路線バスの廃止代替として、オンデマンド（予約式）の乗合タクシーを導入し地域の小さな移動需要に対応しており、主に免許を持たない高齢者等の利用が多く、地域の暮らしを支える補完交通としての役割を果たしている。

「引野地区」は、路線バスが廃止された高台団地で、交通不便地にあたる。「本郷・小原地区」及び山野地区は路線バスが廃止され公共交通空白地域となる。また、「赤坂地区（長者ヶ原）」は、駅やバス停から遠い公共交通空白地域である。

このため、地域公共交通確保維持事業（オンデマンド乗合タクシーの導入）により、「引野地区」「本郷・小原地区」「赤坂地区（長者ヶ原）」及び「山野地区」において、地域住民の暮らしを支える持続可能な地域公共交通サービスを提供するものである。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

各事業における主な目的を踏まえ、評価指標と目標を次のとおり設定する。評価指標はモニタリングに大きな費用が発生せず、把握しやすい指標となるよう考慮した。

【主な目標】

利便性の向上（周辺の主要な生活関連施設や鉄道駅等へのアクセス）による輸送効率性の向上や高齢者の外出機会の増加

【評価指標と目標値】

●引野地区

評価指標	目標値（年度）				
	2022 （再編前）	2025	2026	2027	2028
利用者数 （人／年）	2,640	2,900	3,000	3,100	3,300
経常収支率 （%）	25.3	44.1	45.7	47.2	51.4
市財政負担 （利用者一人当たり） （円）	363	135	126	117	95

※10 月～9 月の年度となります。

●本郷・小原地区

評価指標	目標値（年度）				
	2022 （再編前）	2025	2026	2027	2028
利用者数 （人／年）	2,610	2,900	3,000	3,100	3,300
経常収支率 （%）	11.2	44.7	46.2	47.8	51.5
市財政負担 （利用者一人当たり） （円）	4、404	131	122	113	94

※10 月～9 月の年度となります。

●赤坂地区（長者ヶ原）

評価指標	目標値（年度）				
	2022 （再編前）	2025	2026	2027	2028
利用者数 （人／年）	―	60	90	120	150
経常収支率 （%）	―	17.3	26.0	34.7	43.3
市財政負担 （利用者一人当たり） （円）	―	308	268	228	188

※10 月～9 月の年度となります。

●山野地区

①予約型乗合タクシー（あいあいカー芳井地区）の年間利用者数を 2,900 人以上とする。（令和 5 年度実績　2,421 人）

②予約型乗合タクシー（あいあいカー芳井地区）の確保・維持に係る利用者 1 人あたりの市支出額を 4,300 円/人以内とする。

③予約型乗合タクシー（あいあいカー芳井地区）の運行に係る収支率を 16%以上とする。

（２）事業の効果

【引野地区】、【本郷・小原地区】、【赤坂地区（長者ヶ原）】

オンデマンド乗合タクシーを導入することにより、地域の暮らしを支える持続可能な地域公共交通サービスを提供し公共交通空白地域を解消する。また、乗合タクシーと鉄道や路線バスを接続することにより、効率的な地域公共交通ネットワークが実現できる。

【山野地区】

予約型乗合タクシー（あいあいカー）を運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られ、高齢者・障害者等の交通弱者の通院・買い物の移動手段を確保するとともに、地域住民の外出頻度が上がり生活の質が向上する。

また、利用者の増加は、中心市街地での買い物客等の増加にもつながり、中心市街地の活性化に寄与することになる。

別　紙

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・乗り継ぎ割引の導入（事務局、交通事業者）
・定額乗り放題（事務局、交通事業者）
・運行回数・ダイヤの改善（事務局、交通事業者）
・地域住民や交通事業者との連携・協働による利用促進の取組
（事務局、地域住民、交通事業者）
・複数市町を跨る地域公共交通サービスの維持・強化（事務局、地域住民、交通事業者）
・行政支援の適正化（事務局、交通事業者）
・バス路線の再編・見直し（事務局、交通事業者）
・補完交通の確保・充実（事務局、地域住民、交通事業者）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を参照

【引野地区】
運行日：月曜日～土曜日
一日当たりの運行回数：６回（１日６往復：１２便）
運休日：日曜日、祝日及び年末年始
運行ダイヤ：

	乗降場所	午前				午後	
往路	引野	9:00頃	9：30頃	11：00頃	11：30頃	14：00頃	14：30頃
	東福山駅方面	9：15【9:33】	―	11：15【11:29】	―	14：15【14:21】	―
	伊勢丘方面	―	9：45頃	―	11：45頃	―	14：45頃
	日本鋼管福山病院	―	10：00頃	―	12：00頃	―	15：00頃
復路	日本鋼管福山病院	10：00頃	―	12：00頃	―	15：00頃	―
	伊勢丘方面	10：15頃	―	12：15頃	―	15：15頃	―
	東福山駅方面	―	10：45【10:04】	―	12：45【12:32】	―	15：45【15:35】
	引野	10：30頃	11：00頃	12：30頃	13：00頃	15：30頃	16：00頃

※【　】は、東福山駅で乗り継ぐ電車（往路は福山方面、復路は岡山方面）の到着時刻

【本郷・小原地区】
運行日：月曜日～土曜日
一日当たりの運行回数：４回（１日４往復：８便）
運休日：日曜日、祝日及び年末年始
運行ダイヤ：

	乗降場所	午前			午後
往路	尾道市小原エリア	7:00頃	10：00頃	12：00頃	15：00頃
	福山市本郷エリア	7：10頃	10：10頃	12：10頃	15：10頃

	松永駅 北口	7：25 【7：44】 ≪7：57≫	10：25 【10：37】 ≪11：01≫	12：25 【12：36】 ≪13：21≫	15：25 【15：36】 ≪15：41≫
復路	松永駅 北口	9：30 【9：16】 ≪9：13≫	11：30 【11：23】 ≪11：19≫	14：30 【14：21】 ≪14：15≫	18：10 【17：57】 ≪18：02≫
	福山市 本郷エリア	9：45 頃	11：45 頃	14：45 頃	18：20 頃
	尾道市 小原エリア	10：00 頃	12：00 頃	15：00 頃	18：40 頃

※【　】は、松永駅で乗り継ぐ電車（福山方面）の到着時刻
　≪　≫は、松永駅で乗り継ぐ電車（尾道方面）の到着時刻

【赤坂地区（長者ヶ原）】
運行日：金曜日
一日当たりの運行回数：１回（１日１往復：２便）
運休日：日曜日、祝日及び年末年始
運行ダイヤ：

	乗降場所	午後
往路	長者ヶ原駐車場等	9：30 頃
	備後赤坂駅	9：45【9：54】
	サファ福山	9：55 頃
	JA 福山市瀬戸支店	10：00≪10：11≫
復路	JA 福山市瀬戸支店	10：00≪10：11≫
	サファ福山	12：10 頃
	備後赤坂駅	12：25【12：16】
	長者ヶ原駐車場等	12：40 頃

※【　】は、備後赤坂駅で乗り継ぐ電車（往路は福山方面、復路は三原方面）の到着時刻
　≪　≫は、JA 福山市瀬戸支店で乗り継ぐ路線バス（往路は福山方面、復路は沼隈方面）の到着時刻

【山野地区】
（１）運行区域
・芳井・美星地区の全域及び市中心部
・芳井・美星地区をそれぞれ１つの地区とみなし、当該地区をそれぞれ３エリアに区分し、次の①～③の移動に対応する
①自宅⇔地区の中心部
②自宅⇔市の中心部
③自宅⇔エリア内の乗降場所（公共施設等）
（２）目的地
①交通結節点（駅・バス停留所）
②医療機関（病院・診療所、歯科医院等）
③商業施設（スーパーマーケット、ホームセンター等）
④金融機関（銀行、農協、郵便局等）
⑤公共施設（市役所、公民館等）
（３）運行形態
登録制、予約制、乗合で区域内を「ドアツードア」で結ぶ、デマンド型乗合タクシー
（４）運行日
毎日（年末年始はダイヤや予約締切時刻を変更し運行）
（５）運行時間帯
10 時～19 時頃
（６）運行便数

18 便/日（9 往復）

（７）運賃

・地区内の利用は 300 円

・市中心部までの利用は 600～800 円

【割引運賃】

小学生は半額、小学生未満は無料、大人と同伴の場合、大人１人に対し小学生１名無料。身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示するものは半額。

（８）利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

（９）車両

タクシー車両を使用

※車両の大きさは予約人数よって決定

（10）運行予定者

・日の丸タクシー（株）

・一丸タクシー（株）

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【引野地区】、【本郷・小原地区】、【赤坂地区（長者ヶ原）】

地域公共交通確保維持事業によるオンデマンド乗合タクシーの運行に係る費用総額のうち、福山市から運行事業者への補助金額については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

【山野地区】

運行経費から運行収入を差し引いた費用を福山市が運行委託料として運行事業者へ支出。また、地域公共交通確保維持事業を活用し、運行の維持を図る。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

【引野地区】、【本郷・小原地区】、【赤坂地区（長者ヶ原）】

・交通事業者から実績報告による利用実態・ニーズの把握

・啓発活動の実施

・キャッシュレス決裁機器の導入

【山野地区】

・毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価・検証

・利用者からの意見収集（車内及び予約受付時）

・交通事業者へのヒアリング調査

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**

※該当なし

別　紙

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を参照
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし

別　紙

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

２０２４年２月７日　２０２３年度（令和５年度）第４回福山・笠岡地域公共交通活性化協議会において、福山・笠岡地域公共交通計画「別紙」として承認

２０２４年６月２４日　２０２４年度（令和６年度）第１回福山・笠岡地域公共交通活性化協議会において、福山・笠岡地域公共交通計画「別紙」として承認

19. 利用者等の意見の反映状況

２０２２年１１月１日～２９日　福山・笠岡地域公共交通計画策定に当たりアンケート調査を実施
・福山市及び笠岡市全域（市内在住の１５歳以上の男女）
・福山市では、4、500 件配布、1、653 件（36.7%）回収

２０２３年　５月２２日　赤坂地区（長者ヶ原）において、事業内容についての説明
２０２３年　７月１１日　赤坂地区（長者ヶ原）において、運行内容について意見交換
２０２３年１０月１８日　赤坂地区（長者ヶ原）において、運行計画についての説明
２０２３年１２月１３日　本郷地区において、事業内容についての説明
２０２３年１２月２０日　引野地区（引野学区）において、事業内容について説明
２０２３年１２月２５日　引野地区（旭丘学区）において、事業内容について説明
２０２４年　１月１５日　引野地区（旭丘学区）において、運行内容について意見交換
２０２４年　１月２３日　引野地区（引野学区）において、運行内容について意見交換
２０２４年　２月　７日　本郷地区において、運行内容について意見交換

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）福山市東桜町３番５号
（所　属）福山・笠岡地域公共交通活性化協議会
（氏　名）木村　亮太
（電　話）084-928-1161
（e-mail）toshikou@city.fukuyama.hiroshima.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２.・３. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

2025年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統 起点	運行系統 経由地	運行系統 終点	系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10） 運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
福山市	・アシナトランジット株式会社 ・中国タクシー株式会社 ・中央交通有限会社	(1) 赤坂地区（長者ヶ原）					51日	51回	○		区域運行	②の（2）	備後赤坂駅と接続	③
福山市 尾道市	・アシナトランジット株式会社 ・中国タクシー株式会社 ・中央交通有限会社 ・松永タクシー株式会社	(2) 本郷・小原地区					285日	1140回			区域運行	②の（2）	松永駅と接続	③
福山市	・アサヒタクシー株式会社 ・有限会社谷本タクシー ・東和交通株式会社	(3) 引野地区					285日	684回	○		区域運行	②の（2）	東福山駅と接続	③
福山市 井原市	・日の丸タクシー株式会社 ・一丸タクシー株式会社	(4) 山野地区		芳井地区			365日	2400回			区域運行	① ②の（1）	井原駅で補助対象地域間幹線系統井原線及び井原・福山線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	福山市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	458,192
交通不便地域等	8,697

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
89	赤坂地区（長者ヶ原）	局長指定
2,920	本郷・小原地区	局長指定
5,091	引野地区	局長指定
597	山野地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
福山・笠岡地域公共交通計画	2024年3月	令和6年度
福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画	2024年3月	令和6年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

２０２５年度（令和７年度）地域公共交通計画認定申請について

笠　　岡　　市

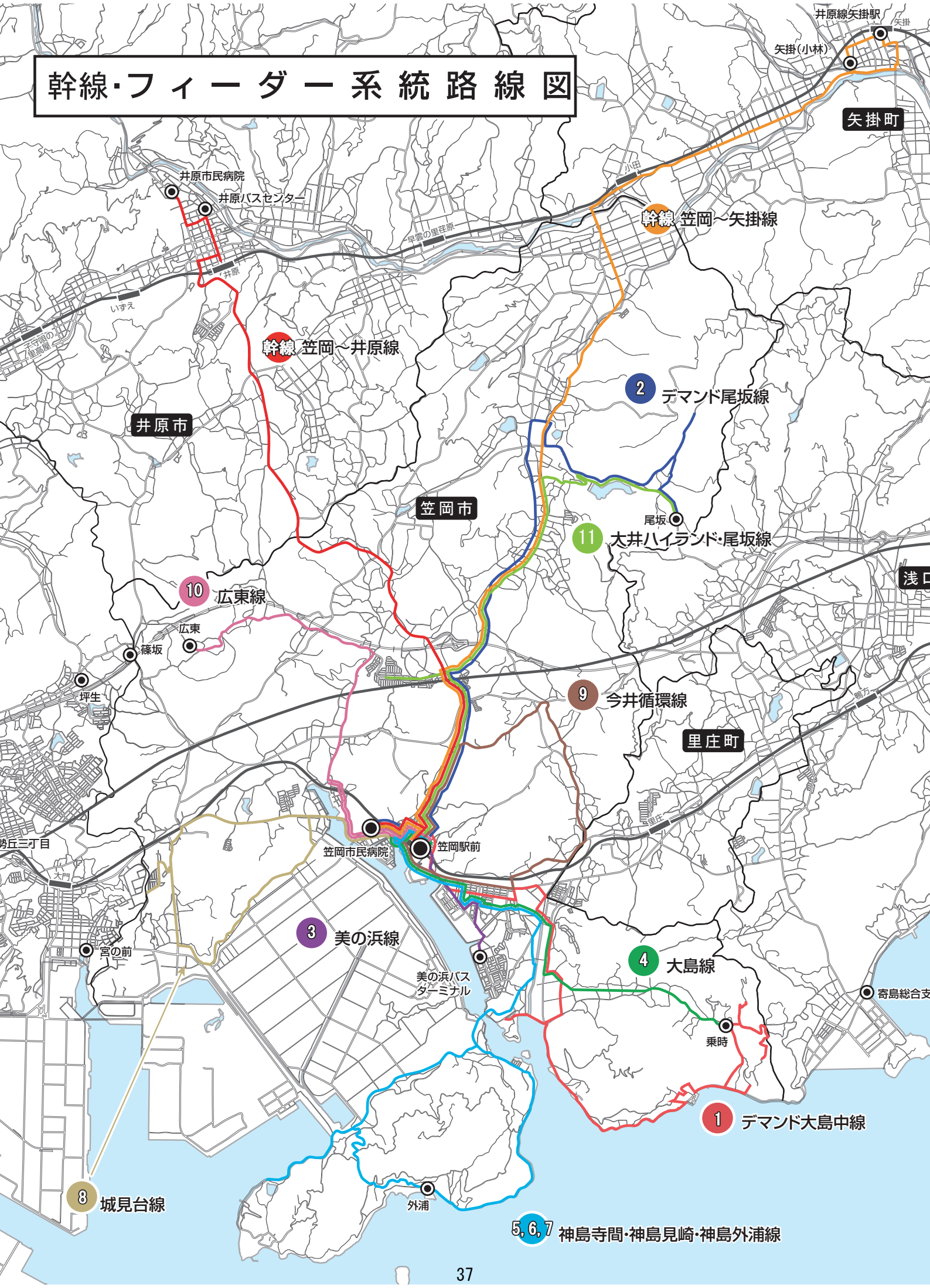
幹線・フィーダー系統路線図
井原線矢掛駅
矢掛
矢掛(小林)
矢掛町
井原市民病院
井原バスセンター
幹線 笠岡～矢掛線
幹線 笠岡～井原線
2 デマンド尾坂線
井原市
笠岡市
尾坂
11 太井ハイランド・尾坂線
10 広東線
広東
篠坂
坪生
9 今井循環線
里庄町
笠岡市民病院
笠岡駅前
3 美の浜線
宮の前
美の浜バスターミナル
4 大島線
寄島総合支
乗時
1 デマンド大島中線
8 城見台線
外浦
5, 6, 7 神島寺間・神島見崎・神島外浦線

様式第１－５（日本産業規格Ａ列４番）
本省提出用（電子版）

事　業　者　名	株式会社井笠バスカンパニー	
運行計画担当部門	（担当部門の名称） 運輸部	（責任者役職・氏名） シニアエキスパート　宇田　雅英　㊞
補助金担当部門	（担当部門の名称） 運輸部	（責任者役職・氏名） シニアエキスパート　宇田　雅英　㊞

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（５年度）

実態調査日　令和５年６月２０日実施

	運行系統							年間輸送実績					経常収益			１系統当り経常費用（円）	平均乗車密度算定			輸送量 (A)×(G)	市町村による回数券購入等の有無	備考
	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	キロ程(km)	運行回数(A)（回）	輸送人員（人）	１人平均乗車キロ(km)	輸送人キロ（人キロ）	運送収入(B)（円）	実車走行キロ(C)（km）	運送雑収(D)（円）	営業外収益(E)（円）	計(B)+(D)+(E)		運賃改定前　適用　運賃改定後　適用の平均賃率×日数+の平均賃率×日数 / 総適用日数	平均賃率(F)（円）	平均乗車密度(B)/(C)×(F)/(G)			
株式会社井笠バスカンパニー		矢掛	笠岡	井原線矢掛駅	小林	20.2	8.6	42,364	5.3	224,529.2	10,423,623	126,835.8	440,650	107,923	10,972,196	41,148,070	(47.41×365）÷365	47.41	1.7	14.6	有・無	
		矢掛	笠岡	小林	井原線矢掛駅	18.7	0.3	1,495	4.2	6,279.0	303,259	4,506.7	15,657	3,834	322,750	1,462,063	(48.03×365）÷365	48.03	1.4	0.4	有・無	
		矢掛	笠岡市民病院	井原線矢掛駅	小林	21.3	1.9	10,386	6.8	70,624.8	3,199,305	30,799.8	107,004	26,208	3,332,517	9,992,071	(46.59×365）÷365	46.59	2.2	4.1	有・無	
	1	矢掛	笠岡	井原線矢掛駅	小林	20.0	10.9	53,524	5.5	294,382.0	13,926,187	162,142.3	563,311	137,965	14,627,463	52,602,204	(47.28×365）÷365	47.28	1.8	19.6	有・無	みなし回数3回
	2	井原・福山	井原	御領	福山	19.7	8.5	45,746	6.0	274,476.0	12,258,981	123,558.4	429,264	105,134	12,793,379	40,084,816	(44.33×365）÷365	44.33	2.2	18.7	有・無	みなし回数3回
		井原	笠岡	山王	井原市民病院	15.5	16.5	154,032	4.6	708,547.2	35,307,968	187,364.0	650,936	159,426	36,118,330	60,784,628	(49.67×365）÷365	49.67	3.7	61.0	有・無	
		井原	笠岡市民病院	山王	井原市民病院	16.6	2.6	21,206	4.6	97,547.6	4,757,658	32,004.8	111,191	27,233	4,896,082	10,382,997	(48.4×365）÷365	48.40	3.0	7.8	有・無	
	3	井原	笠岡	山王	井原市民病院	16.0	19.2	175,238	4.7	823,618.6	40,065,626	219,368.8	762,127	186,659	41,014,412	71,167,626	(48.98×365）÷365	48.98	3.7	71.0	有・無	みなし回数14回
	4	篠坂・福山	篠坂	青葉台	福山	12.4	4.9	37,050	3.8	140,790.0	7,572,596	45,111.2	156,725	38,385	7,767,706	14,634,975	(53.43×365）÷365	53.43	3.1	15.1	有・無	みなし回数3回
	5	中国中央病院	福山	市民病院	中国中央病院	14.7	3.6	30,609	5.4	165,288.6	8,317,312	38,749.2	134,622	32,972	8,484,906	12,571,015	(50.57×365）÷365	50.57	4.2	15.1	有・無	みなし回数3回
	合計					82.8		342,167		1,698,555.2	82,140,702	588,929.9	2,046,049	501,115	84,687,866	191,060,636						

【記載要領】
１．この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第５条で定める期間）の前々年度（基準期間）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第１－５の添付を省略することができる。）
なお、様式１－８に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
２．地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受ける場合は、特例措置の適用を受けようとする補助対象期間（補助金要綱要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度に係る様式第１－５の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）（但し、過去に補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画等の添付書類として当該年度分を既に提出している場合は、様式第１－５の添付を省略することができる。）
３．申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
４．起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第１位まで記載すること。
５．運行回数は、補助対象期間の前々年度（基準期間）中における１日の平均を小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお１往復を運行回数１回とし、循環系統の場合は、１循環で運行回数１回とする。
６．１人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
７．輸送人キロは、輸送人員×１人平均乗車キロにより算出すること。
８．運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度（基準期間）の運送収入について、原則として年１回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
９．実車走行キロは、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
10．平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度（基準期間）に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
11．平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで算出すること。
12．備考欄には、補助対象期間の前々年度（基準期間）中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
13．各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
14．市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
笠岡市	（株）井笠バスカンパニー	（1）　デマンド大島中	松尾	正頭	笠岡市民病院	往 21.9km 復 21.9km	148	518.0			路線不定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（2）　デマンド尾坂	尾坂上	吉田	笠岡市民病院	往 16.0km 復 16.0km	94	282.0			路線不定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（3）　美の浜	笠岡	市民会館	美の浜	往 3.0km 復 3.0km	365	5,115.5			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（4）　大島	笠岡	市民会館	乗時	往 8.8km 復 8.8km	243	972.0			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（5）　神島寺間	笠岡	寺間外浦	笠岡	往 25.1km 循環	359	602.0			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（6）　神島見崎	笠岡	見崎外浦	笠岡	往 29.3km 循環	359	602.0			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（7）　神島外浦	笠岡	カブトガニ博物館前	外浦	復 12.2km	243	121.5			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（8）　城見台	笠岡	城見台	笠岡	往 15.3km 循環	359	475.0			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（9）　今井循環	笠岡	今井農協前	笠岡	往 11.2km 循環	243	243.0			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（10）　広東	笠岡	入田・新川	広東	往 9.1km 復 9.1km	359	353.5			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③
	（株）井笠バスカンパニー	（11）　大井ハイランド尾坂	笠岡	大井ハイランド	尾坂	往 13.0km 復 13.0km	243	607.5			路線定期運行	①	①：地域間幹線バス系統 井笠バスカンパニー 笠岡井原線・笠岡矢掛線 笠岡駅前停留所に近接 乗換に適したダイヤ	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

資料７

（仮称）バス共創プラットフォームの設置について

1　目的

２０２４年（令和６年）３月に路線バスの利用を促進するため、バス・鉄道などの各公共交通機関の取組を定めた「福山・笠岡地域公共交通計画」を策定した。この計画に定めた利用促進策を着実に実行するため、バス事業者、鉄道事業者などの関係機関が連携・協働して取り組み、だれもが使いやすく、多くの人が利用するバス交通を確立するもの

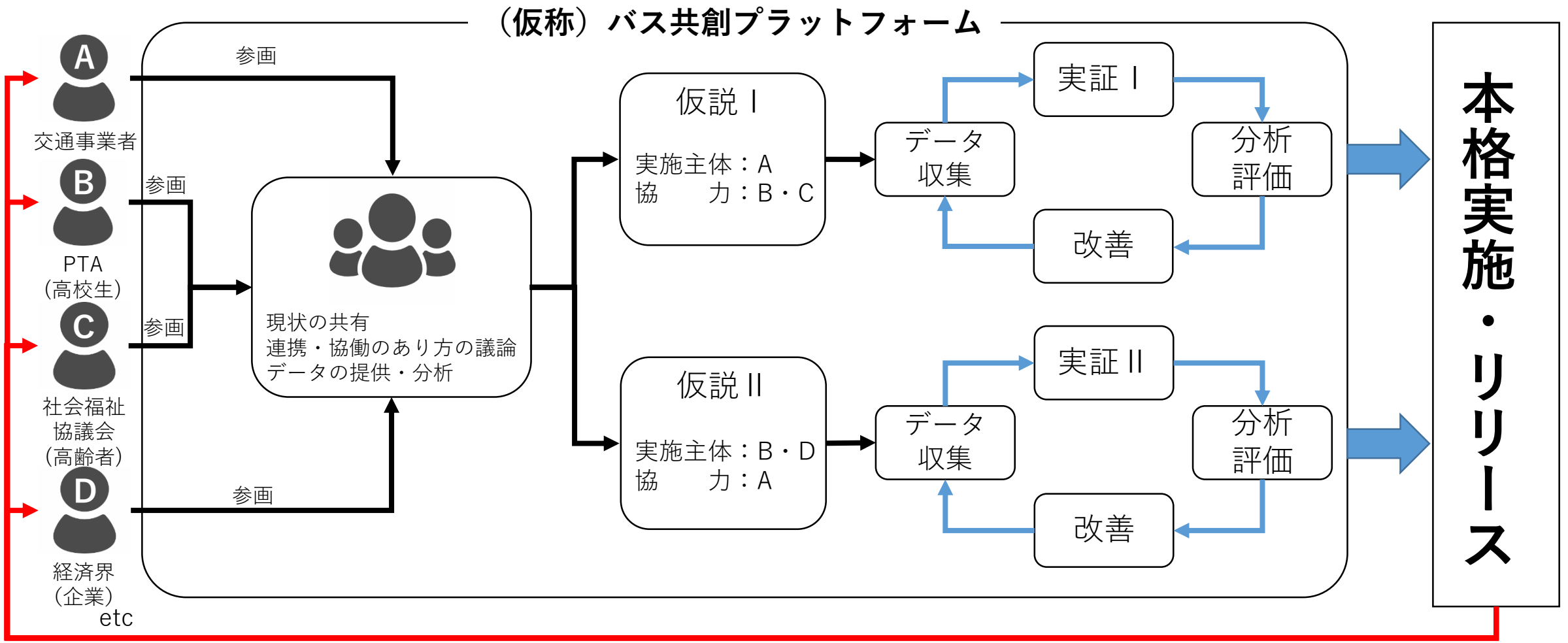

バス利用者増加＋次のメリット

①データ増加・蓄積　②利用者満足度アップ　③渋滞緩和　④CO2削減　⑤交通手段の確保　etc

2　プラットフォームの位置づけ

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会に（仮称）バス共創プラットフォームを設置する。
※福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約を一部改正予定。

（仮称）バス共創プラットフォーム組織図

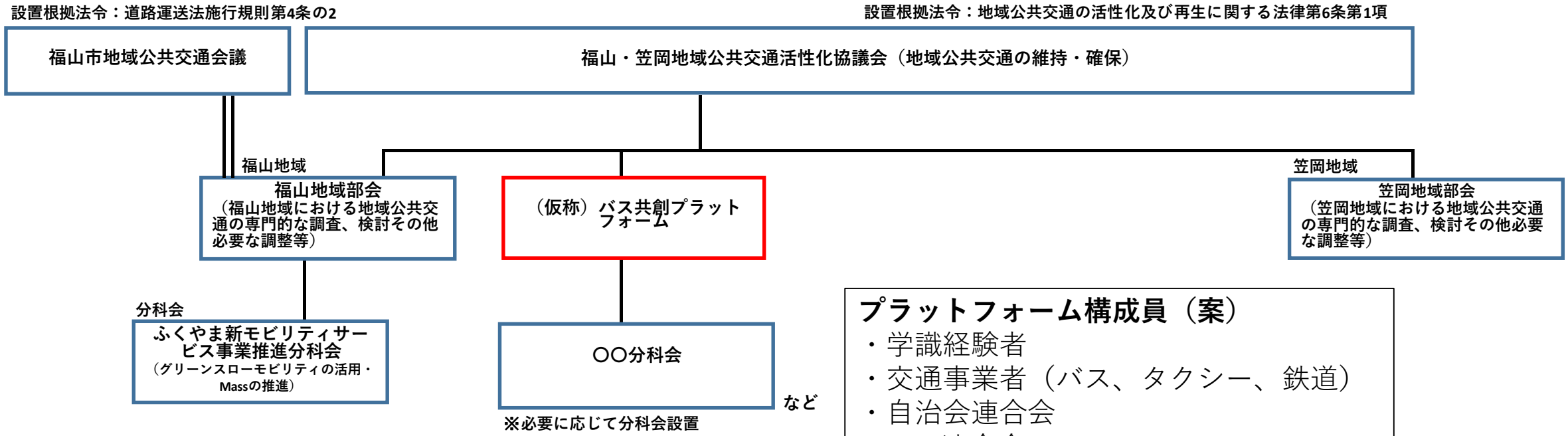

プラットフォーム構成員（案）

- 学識経験者
- 交通事業者（バス、タクシー、鉄道）
- 自治会連合会
- PTA連合会
- 社会福祉協議会
- 連合広島
- 商工会議所
- 国、県、市

3　今後の予定

・第１回目は、路線バスを取り巻く現状の共有、今後の連携・協働のあり方などを議論

・第２回目以降、利用促進策の先進事例やバス利用に対するニーズを把握

・秋には実証事業を実施し、年度内に施策を取りまとめる

・次年度以降、施策ごとにプラットフォームの構成員が協働して、事業を実施・検証しながら、利用者の増加に向けた取組を継続